

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:科学技術振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
三番町ビル水道光熱費	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 研究推進部長 古旗憲一 東京都千代田区三番町5	平成23年10月1日	国際ランド&ディベロップメント株式会社 東京都千代田区六番町2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	1,142,361円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年10月5日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-2-2-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	3,059,735円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年10月5日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-2-2-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	1,671,101円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年10月5日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-2-2-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	1,374,396円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年10月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	2,796,670円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの)であるため。	9	
後納郵便料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年10月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,228,280円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの)であるため。	9	

光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 研究プロジェクト推進部長 黒木敏高 東京都千代田区三番町5	平成23年10月14日	京都リサーチパーク株式会社 京都府京都市下京区中堂寺南町134	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	1,693,446円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年10月14日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	9,852,581円	-	-	当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年10月21日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3-4-5	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,300,184円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道・下水道料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年11月4日	東京都水道局 東京都江東区新砂1-7-2	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,011,777円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年11月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	9,761,010円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
後納郵便料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年11月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,222,980円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年11月7日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第34条第4項)	非公表	2,810,188円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年11月7日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,187,993円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
特許化支援事務所(関西)の賃貸借(2)	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 知的財産戦略センター事務局長 島田昌 東京都千代田区四番町5-3	平成23年11月7日	星光ビル管理株式会社 大阪府大阪市中央区伏見町4-4-1	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の貸主であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	2,167,324円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
東京本部電算室システム自動制御機器更新他	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年11月14日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	当該ビルの管理規定により当該作業については、ビル管理組合の指定業者が行うこととされ、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,890,000円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 研究プロジェクト推進部長 黒木敏高 東京都千代田区三番町5	平成23年11月15日	京都リサーチパーク株式会社 京都府京都市下京区中堂寺南町134	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,302,342円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
J-GLOBAL用論文データの第三者提供に関する権利の購入	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年11月17日	エルゼビア・ビー・ブイ オランダ王国アムステルダム市ラダーウ・エヒ29	排他的権利により競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	24,950,000円	-	-	政府調達に関する協定第15条第1項(b)「排他的権利」に該当するものであるため。	17	
熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年11月17日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,375,145円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年11月17日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3-4-5	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	6,651,185円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
東北大学工学部構内研究スペースの賃貸借	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年11月30日	国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の貸主であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	976,500円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	

K's 五番町ビル専用部清掃業務委託	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年12月1日	野村ビルマネジメント株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	当該ビルの管理規定により当該作業については、ビル管理組合の指定業者が行うこととされ、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	13,482,000円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
JST 専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年12月5日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	2,843,715円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年12月5日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,390,254円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST 専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年12月5日	サイエンスプラザ管理組合 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,202,575円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
後納郵便料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年12月6日	郵便事業株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	2,737,290円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
後納郵便料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年12月6日	郵便事業株式会社 東京都練馬区光が丘2-9-7	後納郵便を扱っているのは郵便事業株式会社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,305,750円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	
官報掲載「独立行政法人科学技術振興機構平成22事業年度財務諸表に関する公告」	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部長 菅谷行宏 埼玉県川口市本町4-1-8	平成23年12月8日	東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2	官報公告等掲載料金は、国立印刷局の定めにより決定しており、料金の競争性がないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	3,693,114円	-	-	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6	

熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年12月14日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	7,177,289円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
電気料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館 企画調整・普及展開部長 小中元秀 東京都江東区青海2-41	平成23年12月14日	東京電力株式会社 東京都江東区大島3-4-5	契約の相手方は、当該地域で供給を行うことが可能な唯一の業者であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	6,719,817円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 研究プロジェクト推進部長 黒木敏高 東京都千代田区三番町5	平成23年12月15日	京都リサーチパーク株式会社 京都府京都市下京区中堂寺南町134	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第34条第4項)	非公表	1,301,959円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
特許化支援事務所(東海)の賃貸借	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 知的財産戦略センター事務局長 島田昌 東京都千代田区四番町5-3	平成23年12月19日	名古屋商工会議所 愛知県名古屋市中区栄2-10-19	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の貸主であり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	5,272,812円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令